

# 予防技術検定模擬テスト

## — 解説付 —

No.55

**〔共通〕問1** 防火対象物における避難上必要な施設等の管理に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 令別表第一に掲げる防火対象物（同表18項から20項までに掲げるものを除く。）の管理について権原を有する者は、当該防火対象物における避難上必要な施設等の管理義務を負っている。
- (2) 防火対象物における避難上必要な施設等の管理義務の一つとして、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理することが挙げられる。
- (3) 防火対象物における避難上必要な施設等の管理義務の一つとして、当該防火対象物の防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理することが挙げられる。
- (4) 防火対象物における避難上必要な施設等の管理義務違反（法第8条の2の4違反）があった場合は、法第8条第4項の規定に基づく防火管理業務適正執行命令違反又は法第5条の3第1項の規定に基づく火災の予防若しくは消防活動の傷害除去のための措置命令違反がなくても、消防法第9章の罰則規定に基づき罰則を科すことができる。

**〔消防用設備等〕問1** 平成24年4月1日以降における消防設備士講習に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防設備士が定期的に受講しなければならない消防設備士講習は、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。）が行う。
- (2) 消防設備士は、免状の交付を受けた日から2年以内に消防設備士講習を受けなければならない。
- (3) 消防設備士が、消防設備士講習を受けた日から5年以内に消防設備士講習を受講した場合は、当該講習の受講期限に関する消防法令に違反していない。
- (4) 消防設備士講習に関する講習の科目、講習時間その他講習の実施に関し必要な細目は、消防庁長官が定めることとされている。

**〔消防用設備等〕問2** ガス漏れ火災警報設備に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 令別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、その内部に、総務省令で定める温泉の採取のための設備（温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者として、都道府県知事の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において

温泉を採取するためのものを除く。）が設置されているものには、収容人員が1人以上でガス漏れ火災警報設備を設置する必要がある。

- (2) ガス漏れ火災警報設備を設置する必要がある用途、規模等の防火対象物であっても、液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガスが使用されるものにあつては、ガス漏れ火災警報設備を設置する必要はない。
- (3) 令別表第一(3)項口に掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が500㎡の飲食店には、ガス漏れ火災警報設備を設置する必要がある。
- (4) 特定複合用途防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000㎡以上で、かつ、特定用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上のものには、ガス漏れ火災警報設備を設置する必要がある。

**〔防火査察〕問1** 消防法（以下「法」という。）に基づく各命令規定に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

解答欄No.	命令条文	命令要件	名あて人	公示の義務の有無
(1)	法第8条の2の2第4項（点検虚偽表示除去・消印命令）	定期点検報告義務対象物であり、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず、法第8条の2の2第2項の表示がされているとき	防火対象物の関係者で権原を有する者	無
(2)	法第8条第4項（防火管理業務適正執行命令）	防火管理者を選任すべき防火対象物であり、防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定に従って行われていないとき	防火対象物の管理について権原を有する者	有
(3)	法第5条第1項（防火対象物に対する措置命令）	防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災が発生したならば人命に危険であると認めるとき	権原を有する関係者	有
(4)	法第3条第1項（屋外の火災予防措置命令）	屋外において消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件があると認めるとき	所有者、管理者、占有者で権原を有する者	無

**〔防火査察〕問2** 消防法に基づく命令の前段的措置として行われる「警告」に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 警告とは、違反事実又は火災危険等が認められる事実について、防火対象物の関係者に対し、当該違反の是正又は火災

危険等の排除を促し、これに従わない場合、命令の法的措置をもって対処することの意思表示である。

- (2) 警告は、行政指導としての事実行為であるから、警告の主体には限定はないが、行政上の実効を期する意味から、命令の主体である消防署長等が行うのが適当である。
- (3) 警告は、当該警告事項について履行義務のあるものを名あて人としなければならないが、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数の時は、行政指導であり、早急に違反を改修するため、それぞれの義務者あて個別に警告する必要はない。
- (4) 警告の履行期限は、個々の違反事項について通常是正可能と認められる客観的所要日数と公益上の必要性との比較において妥当と認められるものでなくてはならない。

**【危険物】問1** タンクの容積の算定方法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) タンクの空間容積の計算方法は、当該タンクの内容積に5/100以上10/100以下の数値を乗じて算出することが原則とされている。

- (2) タンクの容量は、タンクの内容積から空間容積を引いた容積とされている。
- (3) 容易に計算し難いタンクの内容積については、実測によることとされている。
- (4) 製造所の危険物を取り扱うタンクのうち、特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が一定量を超えることがないものの容量は、当該一定量とされている。

**【危険物】問2** 製造所等の都道府県公安委員会等への許可等の通報に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更を伴わない位置、構造又は設備の変更は、通報を必要としない。
- (2) 屋内貯蔵所は、許可等の通報を必要とする製造所等に該当しない。
- (3) 危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出についても通報しなければならない。
- (4) 製造所等が海域に係るものである場合には、海上保安庁長官にも通報しなければならない。

日本消防検定協会【型式承認品】

# SUPREME

新たに

**SUPREME 1.3MPa 40A×20m**

**SUPREME 1.3MPa 50A×20m**

**SUPREME 0.9MPa 65A×20m**

**SUPREME 1.6MPa 65A×20m**

について

日本消防検定協会様の型式承認を  
2012年10月に頂きました！

ただいま生産に向けて準備作業中です。

**2013年早春に販売予定**

**よろしくお祈いします！**



●一クラス上の強靱なジャケットで製造していますので、使用圧力より耐圧検査値・耐摩耗性能も基準値を大幅にクリアしています。

●ジャケット材質にはタテ、ヨコ糸共にポリエステルを主原料にしていますので、耐候性能と耐薬品性能に優れています。

●内面の樹脂は特殊ポリウレタン樹脂と接着剤を使用していますので、剥離強度に強いです。

●軽量化によりハンドリング性能が向上しました。

	<b>SUPREME 消防用ホース・消火栓用ホース</b>					
使用圧力	0.7MPa	1.3MPa	1.3MPa	0.9MPa	1.3MPa	1.6MPa
呼称	40A	40A	50A	65A	65A	65A
長さ(m)	15m 20m	20m	20m	20m	20m	20m
型式番号	コ第22～9号	コ第24～53号	コ第24～54号	コ第24～52号	コ第21～7号	コ第24～55号
		新形式	新形式	新形式		新形式
たて糸	材質:ポリエステル					
よこ糸	材質:ポリエステルフィラメント					
内張り	材質:ポリウレタン樹脂					



**株式会社 報商製作所**

〒544-0002 大阪府大阪市生野区小路2-18-2  
TEL 06-6751-1621(代) FAX 06-6754-3818

<http://www.hosho-mfg.co.jp/>  
E-mail: inform@hosho-mfg.co.jp

# 昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

## 昇任試験実力養成講座

### 共通（消防士長・消防司令補）問題

#### 〔地方自治〕

問1 答 (1)

- (1) 地方自治法第223条参照。
- (2) 地方自治法第227条参照。
- (3) 地方自治法第228条第2項、第3項参照。
- (4) 地方自治法第230条第1項、第2項参照。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 地方自治法第245条の2参照。  
(2) 地方自治法第245条の4第1項参照。  
(3) 地方自治法第245条の6第1項参照。  
(4) 地方自治法第245条の5第1項、第245条の7第1項参照。

#### 〔公務員法制等〕

問1 答 (1)

解説 営利企業等の従事制限の許可と職務専念義務の免除は、そもそも目的が異なるものであり、前者が勤務時間外に従事する場合にも必要とされるものであることを考慮すれば、両者はそれぞれ別個に許可を得なければならぬと解される。

問2 答 (5)

解説 人事委員会又は公平委員会が不服申立てを審査する方法は、原則として自由であり、書面審理、口頭審理のいずれによることも、また両者を併用することもできる。ただし、処分を受けた職員から口頭審理の請求があったときは、必ず口頭審理を行わなければならないとされている（地方公務員法第50条第1条後段）。

#### 〔消防組織〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 消防組織法第30条第1項参照。  
(2) 消防組織法第30条第2項参照。  
(3) 消防組織法第30条第3項参照。  
(4) 消防組織法第48条第2項参照。

問2 答 (4)

解説 消防庁長官が意見を聴くのは、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県知事及び緊急消防援助隊行動市町村長である。緊急消防援助隊運用要綱第4章参照。

#### 〔消防教養〕

問1 答 (1)

解説 前段は正しい（消防職員委員会の組織及び運営に

関する基準第7条第2項）が、後段が誤り。消防職員委員会は、急な開催を必要とするような事態は一般的に考えられないため、職員の発意による開催は認められていない。

#### 〔消防法規〕

問1 答 (2)

解説 消防法第6条参照。

問2 答 (3)

解説 消防法第4条及び第4条の2参照。

問3 答 (1)

解説 消防法施行規則第2条参照。

問4 答 (2)

解説 消防法第8条の2の2第2項参照。

#### 〔消防設備〕

問1 答 (2)

解説 消防法施行令第34条参照。

問2 答 (5)

解説 2年⇒5年。消防法施行規則第31条の6第6項第9号参照。

問3 答 (5)

解説 消防法施行令第21条第1項参照。

問4 答 (5)

解説 消防法施行規則第23条第4項第2号参照。

問5 答 (2)

解説 消防法施行令第25条参照。

問6 答 (1)

解説 消防法施行規則第27条第2項及び避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年4月16日消防庁告示第2号）参照。避難空地は、滑り台の下部先端から前方1.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ0.5m以上とすること。

問7 答 (5)

解説 消防法施行規則第12条第1項第1号、同第6号二、同第7号ホ参照。屋内消火栓箱の材質、色を具体的に定める法令の規定はない。

問8 答 (5)

解説 症状と観察結果から、最も重症化する可能性の高い疾患であるくも膜下出血を想定して活動する。本事例では再出血防止を図り搬送することが最も重要である。

問3 答 (2)

解説 塩化ベンザルコニウムは結核菌に対して効果がない場合がある。次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール等を使用する。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (4)

解説 法第8条の2の4及び令第4条の2の3の規定により、令別表第一に掲げる防火対象物（同表08項から020項までに掲げるものを除く。）の管理権原者に対して、当該防火対象物の避難施設及び防火戸の管理を行う義務を課しているが、消防法第9章（罰則）の中に当該管理義務違反に対する罰則規定は置かれておらず、防火管理業務適正執行命令や火災の予防若しくは消防活動の傷害除去のための措置命令を発動した後、これらの命令違反に対して罰則を科すことになる。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

解説

- (1) 消防法第17条の10。
- (2) 消防法施行規則第33条の17第1項。平成23年6月に消防法施行規則の一部が改正され、平成24年4月1日以降、消防設備士は、免状の交付を受けた日から2年以内ではなく、免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に消防設備士講習を受けなければならないとされた。
- (3) 消防法施行規則第33条の17第2項。(2)の解説と同様に、消防設備士講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に消防設備士講習を受ける必要があるが、消防設備士講習を受けた日から5年以内に消防設備士講習を受講した場合は、消防設備士講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に受講という基準に適合している。
- (4) 消防法施行規則第33条の17第3項。

問2 答 (3)

解説

- (1) 消防法施行規則第24条の2の2第1項第2号、同条第2項。平成19年に発生した天然温泉施設爆発火災を契機にガス漏れ火災警報設備を設置することとされた。
- (2) 消防法施行規則第24条の2の2第1項第1号。液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガス（いわゆるLPガス）が使用されるものにあ

っては、ガス漏れ火災警報設備を設置する必要はない。

- (3) 消防法施行令第21条の2第1項第4号。飲食店用途の地階の床面積の合計が1,000㎡以上となる場合にガス漏れ火災警報設備を設置する必要がある。
- (4) 消防法施行令第21条の2第1項第5号。

〔防火査察〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 名あて人は「防火対象物の管理について権原を有する者」ではなく「防火対象物の関係者で権原を有する者」なので、誤り。
- (2) 法第8条第4項及び第5項により正しい。
  - (3) 法第5条第1項、第3項及び第4項により正しい。
  - (4) 法第3条第1項により正しい。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
  - (3) 警告しようとする内容に関して履行義務者が複数の時は、それぞれの義務者あて個別に警告する必要があるため、不適当。
  - (4) 違反処理マニュアルにより適当。

〔危険物〕

問1 答 (3)

解説 タンクの容量は、タンクの内容積から空間容積を減じた容積とされているが、内容積を容易に計算し難いものについては近似計算によることとされている。  
〔参照条文〕 危険物の規制に関する政令第5条、危険物の規制に関する規則第2条、第3条。

問2 答 (2)

解説 市町村長等は、一定の製造所等について許可をしたときは、その旨を都道府県公安委員会等に通報しなければならないこととされている。指定数量の倍数が150以上の屋内貯蔵所は、その対象として指定されている。  
〔参照条文〕 消防法第11条第7項、第11条の4第3項。  
危険物の規制に関する政令第7条の3、第7条の4、危険物の規制に関する規則第7条の2。